

川崎市総合教育センター運営委員会委員の委嘱等について

選出区分	委嘱者		前任者	
	氏名	現職	氏名	現職
社会教育	齊藤 植栄	川崎市PTA連絡協議会会長	小原 良	川崎市PTA連絡協議会会長

川崎市総合教育センター条例（抜粋）

昭和61年3月31日
条例第25号第5章 総合教育センター運営委員会
(総合教育センター運営委員会)

- 第15条 センターの円滑な運営を図るため、センターに川崎市総合教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
- 2 運営委員会は、センターの運営に関し委員会の諮問に応ずるとともに、委員会に対して意見を述べるものとする。
- 3 運営委員会は、委員25人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

川崎市総合教育センター運営規則（抜粋）

昭和61年4月28日
教委規則第9号第5章 総合教育センター運営委員会
(委員長及び副委員長)

- 第18条 川崎市総合教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- (任期)
- 第19条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (会議)
- 第20条 運営委員会は、委員長が必要に応じ召集し、その議長となる。
- 2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)
- 第21条 運営委員会の庶務は、センター総務室において処理する。
- (委任)
- 第22条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

資料 3

平成26・27年度 川崎市総合教育センター運営委員名簿（案）

（任期 平成26年6月1日～平成28年5月31日）

NO	氏名	現職	専門領域	備考
1	高橋 章	川崎市学校保健会会長	学校保健	
2	齊藤 植栄	川崎市PTA連絡協議会会長	社会教育	H26/6/13~
3	小松 郁夫	常葉大学教職大学院教授	学校経営	
4	有元 典文	横浜国立大学教授	学習環境	
5	塚田 庸子	横浜国立大学客員教授	理科教育	
6	赤堀 侃司	白鷗大学教授	情報教育	
7	池田 延行	国土舘大学教授	保健体育	
8	阿部 敏子	神奈川警察少年相談・保護センター所長	児童生徒指導	
9	小川 信夫	玉川大学継続学習センター特任講師	人間理解	
10	関戸 英紀	横浜国立大学教授	特別支援教育	
11	佐藤 裕之	川崎市立小学校長会会長 (川崎市立宮崎小学校長)	小学校教育	
12	渡邊 壽久	川崎市立中学校長会会長 (川崎市立橘中学校長)	中学校教育	
13	松本 芳弘	川崎市立高等学校長会会長 (川崎市立橘高等学校長)	高校教育	
14	高木 正之助	川崎市特別支援学校長会会長 (川崎市立田島支援学校長)	特別支援教育	
15	門倉 慎児	川崎市教職員組合執行委員長	学校教育	
16	餅井 朱美	川崎市教職員組合教文部長	学校教育	
17	内元 博文	川崎市公立学校管理職組合執行委員長 (川崎市立渡田中学校長)	学校教育	